

平成19年8月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 近藤 将樹

平成19年(ワ)第4530号 損害賠償請求事件

平成19年7月6日口頭弁論終結

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

千葉県 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

加 藤 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

太 田 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

金 [REDACTED]

被告太田 [REDACTED] 及び被告金 [REDACTED] 訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して、650万円及びこれに対する被告加藤 [REDACTED] 及び被告金 [REDACTED] については平成19年3月3日から、被告太田 [REDACTED] については同月10日から、それぞれ支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外コンチネンタル・ウェイ株式会社（以下「訴外会社」という。）の従業員の勧誘を受けて未公開株式（上場されていない株式）を購入したことにより損害を被ったとして、上記購入行為当時、訴外会社の代表取締役あるいは取締役であった各被告に対し、不法行為（民法719条1項、709条）ないし平成17年法律第87号により削除された商法（以下「旧商法」という。）266条の3第1項に基づく損害賠償及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 当事者間に争いのない事実並びに以下掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実

- (1) 訴外会社は、証券取引法の定める証券業の登録を受けず、未公開株式の販売等を業として行っている株式会社である。

同社は、寝装具及び浄水器等の輸出入、国内販売等を目的として平成12年8月22日に設立されたが、その目的を、平成15年3月3日にはコンピューターのソフトウエア、ハードウエアの開発及び販売等を加えて変更し、平成16年3月22日にも有価証券等金融商品の販売、有価証券の売買等の代理業務及び仲介等を加えて変更した。

訴外会社は、平成17年6月16日にその商号を「株式会社CIF」に変更し、平成19年5月7日に再度現商号に変更した。

また、訴外会社は、商業登記簿上の本店地を当初東京都中央区日本橋箱崎町18番11号としていたところ、平成15年3月3日には東京都千代田区麹町五丁目3番地に変更し、平成19年5月7日に同区麹町三丁目3番地に変更した。（乙1、甲13、弁論の全趣旨）

- (2)ア 被告太田■（以下「被告太田」という。）は、商業登記簿上、平成15年3月3日から平成17年6月16日までは訴外会社の代表取締役及び取締役の地位にあり、会長と呼ばれ、実質的オーナーであり、役員を選任

するなどしていた。なお、商業登記簿上、被告太田は、平成19年5月7日に、再度、訴外会社の代表取締役及び取締役に就任している。（争いのない事実、甲13、弁論の全趣旨）

イ 被告加藤■（以下「被告加藤」という。）は、平成15年8月1日に、訴外会社に入社し、商業登記簿上、平成16年3月22日から平成17年12月8日までは取締役に、平成17年6月16日からは代表取締役にも就任しており、その間、訴外会社グループの顧問、訴外会社の事業本部長、専務取締役などを務めていた。（争いのない事実、甲13、丙1、弁論の全趣旨）

ウ 被告金■（以下「被告金」という。）は、商業登記簿上、平成15年3月3日から、平成16年9月17日の重任を経て、平成17年6月16日まで訴外会社の取締役の地位にあった。（争いのない事実、甲13、弁論の全趣旨）

エ 訴外■（以下「■」という。）は、後述する本件取引当時、訴外会社の従業員であった。（争いのない事実、甲4）

2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、訴外会社による原告に対する未公開株式の購入勧誘及び販売行為の有無及びその違法性、その行為につき被告らの損害賠償責任の有無、原告の損害の有無及びその額であり、これらについての各当事者の具体的主張は以下のとおりである。

（原告の主張）

(1) 訴外会社では、毎朝の朝礼において、被告太田及び被告加藤が、同社の従業員に対し、「(未公開株式につき有力情報が入ったとして) 来年必ず上場するので、どんどん売ってください。」とか、「(誰々が調べたところによると)，上場初値は最後の第三者割当増資価格のおよそ3倍から4倍になるようです。この点において今の販売価格は極めて妥当であるので、価格根拠と

して援用してほしい。」とか、「(ある銘柄について) ジャスダックに上場するという情報を信頼できる筋から得ました。」などと話していた。

(2)ア [■]は、前記(1)の話を正しい情報であると誤信し、原告に対し、新規上場株式の「公募価格」と「初値」の差を示す資料を示して、未公開株式の購入の話を持ちかけた。原告は、その資料が「上場が決まっていない株式の株価上昇率」を示すものではないことに思い至らず、未公開株式は相当に株価が上昇するものであるなどと誤解した。

さらに、[■]は、原告に対し、イーバンク銀行株式会社（以下「イーバンク銀行」という。）の株式について、未公開株式であるが手に入れることができる、同社は半年から1年後には上場すると言われており、1株30万円であるが、うまく行けば倍になるなどと言って、その購入を持ちかけた。

原告は、[■]の話をそのとおりであると誤信し、平成16年12月14日にイーバンク銀行の株式5株を購入することとし、150万円を訴外会社に送金した。

イ 前記アのとおり誤信していた原告は、平成17年1月7日、[■]から30万円で買えるのはあとわずかなどと言われたことから、これを信じ、同月14日にさらにイーバンク銀行の株式3株を購入することとし、訴外会社に90万円を送金した。

ウ 同年3月中旬ころ、原告は、[■]から、イーバンク銀行の株式について、現在35万円で売っているが、これももう残りわずかである、今日明日中に上司にお願いすれば譲ってもらえそうであるがなどと言われ、上場もしていないのにそんなに価格が上昇するということはそれまでの[■]の話（半年から1年後に上場して倍くらいになるという話）が本当なのだと思い、同月25日、イーバンク銀行の株式10株を350万円で購入することにし、同金額を訴外会社に送金した。（以上のイーバンク銀行の株式に

係る取引を「本件取引」という。)

エ しかし、原告が購入資金を送金した株式は、いずれも原告に交付されていない。

また、その後、イーバンク銀行は上場しないばかりか、訴外会社が取り扱い、1株1万5000円から2万円で販売していたというアース製薬株式会社株が、平成17年末に上場したもの公募価格は2000円、初値は3000円にしかならなかった。

(3) 上記■の購入勧誘及び販売行為は、証券取引法所定の証券業の登録を受けず、業として株式取引を行うことが禁じられている訴外会社の従業員として、登録を受けた証券会社でさえ、日本証券業協会公正慣習規則により一般消費者に対する勧誘が禁止されているグリーンシート銘柄でない未公開株式を、一般投資家にとっては適正価格が分からず、不測の損害を被る危険性が高いにもかかわらず、上場して確実に利益が得られる旨申し向けて購入を勧誘し、それを信じた原告に正常な価格に比して著しく高額で売りつけ、株式の購入代金名下に金銭を詐取したものであり、証券取引秩序を逸脱するものとしても違法であり、不法行為を構成する。

(4)ア 上記■の行為は、訴外会社の営業方針・営業姿勢に基づくものであり、同社においてはそのような違法行為が組織的に行われていたから、同社は法人自体として不法行為責任(715条、709条)を負う。

そして、同社のような証券取引法所定の証券業の登録をせずに未公開株式の販売行為を業として行い、一般消費者から金員を騙取する行為を行う会社を設立し、その運営に積極的、主体的に関与した、あるいは、訴外会社の営業が適法なものとなるよう監督責任を尽くすべき注意義務を怠った訴外会社の代表取締役、取締役であった被告らも不法行為責任を負う。

イ 被告太田は、本件取引当時、訴外会社の代表取締役として、同社の業務を適法かつ適正に遂行すべき者である。

しかるに、前記のとおり、訴外会社が組織的に違法行為を行っていたこと及びその違法行為が、法律上刑罰をもって禁止されている行為を虚偽の事実を断定的に申し向けて行うものであったことからすれば、被告太田は、代表取締役としての訴外会社の業務を適法かつ適正に遂行する義務に反し、その任務懈怠につき悪意か、重大な過失があったというべきであり、旧商法266条の3第1項に基づく責任を負う。

ウ 被告加藤及び被告金は、訴外会社の取締役として、前記代表取締役である被告太田の違法な業務遂行行為について監督義務を尽くすという任務を、少なくとも重大な過失により懈怠したものであり、旧商法266条の3第1項に基づく責任を負う。

(5) 以上の訴外会社の不法行為及び被告らの不法行為ないし任務懈怠行為により、原告は本件取引により訴外会社に対し送金した合計590万円相当の損害を被るとともに、弁護士費用相当額である60万円の損害を被った。

(被告らの主張)

(1) 被告加藤の主張

ア []は、訴外会社において企画担当者として新入社員に対する研修指導（取引に当たってのリスク説明、未公開株式取引に関する譲渡人からの確認書の差入れ等についての指導）を行っていた。そして、原告に対し示した資料は同人が独自に作成したものと思われる。

イ 被告加藤は、従業員に対し、上場計画があるとか、上場意向があるなどと話したことはあるが、必ず上場するなどと言ったことはない。なお、本件取引に係る売買契約書では、株券の受渡方法は譲渡制限解除後となっており、イーバンク銀行については、平成18年11月14日に株式の譲渡制限が解除された。

イーバンク銀行はそのウェブページに公開意思のあることが掲載されており、公開準備室も設置されている。同社は、平成18年及び平成19年、

第三者割当による新株発行を行ったが、平成18年の発行価格は1株20万円、平成19年の発行価格は1株18万円であった。

ウ 本件取引が、無登録の会社による違法なものであることは認めるが、詐欺ではなく、販売価格も著しく高額ではなかった。

(2) 被告金の主張

ア 被告金は、訴外会社が、商号をコンチネンタル・ウェイ株式会社として設立された後、取締役に就任したが、平成15年3月に訴外会社が千代田区麹町に移転した時から、その事務所に行ったことはない。また、この時以後、訴外会社の業務につき全く関知していないし、取締役として相談を受けたり、協議をしたりしたことはない。

イ そして、被告金は、平成15年の夏ころ、取締役を退任すると被告太田に申し出て、同人の承諾を得たので、本件取引当時は、訴外会社の取締役ではなかったから、監督義務はなく、その違反もない。

商業登記簿上、被告金の取締役の登記が抹消されたのは平成17年7月6日となっているが、これは被告太田の取締役、代表取締役の抹消登記と同じ日であり、被告太田が同社内での地位保全のために被告金の取締役登記を抹消しなかったものと思われる。

(3) 被告太田の主張

ア 被告太田が、訴外会社の朝礼で従業員に対しスピーチをしたことはあるが、それは仕入れた株の銘柄、株数等を報告したものであり、営業に関しては抽象的にがんばれと話しただけで、具体的な話をしたことではなく、朝礼で話された内容や具体的営業の方法などは知らない。

イ 訴外会社が組織的に詐欺を行う会社として設立され、存続していたことなく、[]の行為は訴外会社の組織的なものとして行われたものでもない。

第3 爭点に対する判断

1 前記第2、1の事実のほか、証拠（以下に記載）及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

(1) 訴外会社は、証券取引法に定める証券業の登録を受けたことはなかったが、同社の実質的オーナーである被告太田は、未公開株式の相対取引の提案・営業を展開し、実績を上げていた被告加藤を訴外会社の顧間に迎え、平成16年1月に、同社の事業本部長に任命した。

そして、同社では、遅くとも同年11月ころには、未公開株式の購入勧誘・販売等を業として行っていた。

■は、同年10月ころに訴外会社に入社し、企画室チーフの地位にあり、取扱銘柄に係る調査分析資料、会社案内及び契約の必要書類等の作成に従事し、その傍ら未公開株式の販売等の営業活動を行っていた。

■は、訴外会社で毎朝行われる朝礼において、被告太田及び被告加藤から、未公開株式について、来年必ず上場するからどんどん売ってほしいとか、上場初値は最後の第三者割当増資価格のおよそ3倍から4倍になる、今の販売価格は極めて妥当であるから、価格根拠として援用してほしいとか、ある銘柄についてジャスダックに上場するという情報を信頼できる筋から得たなどの話を聞いていた。（甲4、丙1）

(2)ア ■は、訴外会社から、同社が未公開株式の販売行為を業として行うことが違法であるとは聞かされておらず、前記被告太田や被告加藤の話について、それが本当かどうかを確認することなく、正しいものとして信じていた。

そして、■は、原告に対し、未公開株式の購入の話を持ちかけ、上場して大きな利益が得られる可能性があるとか、普通の人には手に入らないなどと説明した。その際、■は、既に新規上場をした株式について、「公募価格」と「初値」との差を示した資料を原告に見せた。それは上場が決まっていない株式の株価上昇率を示すものではなかったが、原告は、それ

を見て、未公開株式は相當に株価が上昇すると誤解した。（甲4、10、11、丙1）

イ [] は、原告に対し、未公開株式であるイーバンク銀行の株式について、半年から1年後には上場すると言われている、上場有望株であると客観評価されている、うまくいけば倍になると思う、1株30万円が購入価格であるが、上場すればこれを下回ることはないと話し、同株式の購入を勧めた。

原告は、この[]の話を正しいものと信じ、平成16年12月14日にイーバンク銀行の株式5株を購入することとし、150万円を訴外会社に送金した。訴外会社では、顧客から注文を受ける際に、同社所定の契約3点セット（写真と住所付きのIDのコピー提出、注文書への署名捺印、未公開株式の購入に係るリスク合意書への署名捺印）の履行を得、それを確認することとしていたが、原告についてもその履行が確認された。（甲1の1及び2、4、10、弁論の全趣旨）

ウ [] は、平成17年1月7日ころ、原告に対し、30万円で買えるのはあとわずかであるなどと言って、イーバンク銀行株式の購入を勧誘し、原告はこれを信じて、同月14日にさらにイーバンク銀行の株式3株を購入することとし、訴外会社に90万円を送金した。このときも、契約3点セットの履行が確認された。（甲2の1及び2、4、10、弁論の全趣旨）

エ 同年3月中旬ころ、[] は、原告に対し、訴外会社での朝礼で聞いた、イーバンク銀行の株式について、現在35万円で売っているが、これももう残りわずかであるという話をし、今日明日中に上司にお願いすれば譲つてもらえそうであるが、などとと言って、イーバンク銀行株式の購入を勧誘した。

原告は、これを聞いて、上場もしていないのにそんなに価格が上昇するということは半年から1年後に上場して倍くらいになるという[]の話は

本当なのだと思い、同月25日、イーバンク銀行の株式10株を350万円で購入することにし、同金額を訴外会社に送金した。このときも、契約3点セットの履行が確認された。(甲3の1及び2、4、10、弁論の全趣旨)

(3) 原告は、本件取引により有価証券売買契約書及びイーバンク銀行株式券の預り証を取得したが(甲1の1及び2、2の1及び2、3の1及び2)、その各契約書には、株式の引渡しは譲渡制限解除後であると記載されており、各預り証には、訴外会社はイーバンク銀行の100株券を保有しており、そのうち、本件取引により原告が取得した株式数を原告の所有とするが、100株券の分割は株式上場3か月前に銀行にて流通株式に交換し原告に渡す旨が記載されていた。

その後、イーバンク銀行は上場しておらず、原告は、訴外会社から本件取引で取得した株式に係る株券の引渡しを受けていない。

なお、イーバンク銀行はそのホームページにおいて、同社の株式について上場時期や公募価格等については未だ決定していないこと、同社としていかなる第三者にも同社の株式に係る勧誘行為を依頼しておらず、その販売活動に一切関与していないことを掲載し、合わせて「投資者の皆様におかれましては十分にご注意願います。」と掲載している。(甲10、12、弁論の全趣旨)

2(1) 以上の事実によれば、[]の原告への未公開株式の購入勧誘・販売行為(本件取引)は、訴外会社の営業行為の一貫として行われたものということができるところ、証券取引法では、未公開株式も含め株式の売買を営業として行うができるのは証券業の登録を受けている証券会社に限られており、その違反については罰則も設けられていること(同法28条、198条1号)、証券取引に係る投資勧誘は、証券会社以外にも証券仲介業者等が行うことができるが、グリーンシート銘柄を除き、未公開株式を投資勧誘することにつ

いては原則禁止されていること（甲8の1及び2）及びイーバンク銀行の株式はグリーンシート銘柄ではないこと（甲7）から、本件取引はそれ自体証券取引法秩序に違反する違法なものである。しかも、本来適法な証券取引ができない訴外会社において、原告に対し、適法・有効な取引により、確定的な利益が得られるという虚偽の事実を申し向けて、原告を欺き、適正な価格というものが明らかでない株式につき売買代金を交付させたものであるから、その点でも違法なものであり、訴外会社はその購入勧誘・販売行為につき、原告に対し、民法709条に基づく不法行為責任を負うというべきである。

(2)ア 被告加藤及び被告太田は、違法な販売行為は[]が個人的に行ったものにすぎず、訴外会社が組織的なものとして行ったものではないと主張する。イ しかし、前記1で認定した事実のほか、証拠（甲1の1及び2、2の1及び2、3の1及び2、4、13、丙1）及び弁論の全趣旨によれば、訴外会社は、平成16年3月22日に、その目的に、有価証券等金融商品の売買、有価証券の売買等の代理業務及び仲介等を加える変更をしていること、実際、訴外会社は業として未公開株式の販売行為をしていたこと、特に会社の実質的オーナーである被告太田が、自ら未公開株式を仕入れ、その売上を伸ばすため、社内で未公開株式売込みのキャンペーンを設け、営業成績を上げた営業員には報奨金を支給するなどして売上アップを図る営業施策を探っていたこと、その被告太田の方針には、事業本部長、あるいは専務取締役であった被告加藤も従っていたこと、訴外会社では、未公開株式を販売するための売買契約書や預り証が準備され、売買成約時に確認すべき契約3点セットも用意されていたこと、訴外会社において[]の採用を決定したのは被告太田であり、その[]は企画室チーフとして、未公開株式の取引資料等を作成する業務を担当していたことが認められ、これらの事実に照らせば、[]が作成し、知人である原告に対し行った未公開

株式の購入勧誘・販売行為は、訴外会社の従業員が営業行為として行ったものであるということができる。

ウ また、被告加藤は、イーバンク銀行について、平成18年11月14日に株式の譲渡制限が解除されたとか、そのウェブページに公開意思のあることが掲載されており、公開準備室も設置されているとか、同社は、平成18年及び平成19年、第三者割当による新株発行を行ったが、平成18年の発行価格は1株20万円、平成19年の発行価格は1株18万円であったなどの事実を挙げて、イーバンク銀行の株式の購入勧誘・販売行為につき虚偽の事実を申し向けたことはないと主張するようであるが、その挙げた事実を裏付ける客観的証拠はない。

そして、仮に、被告加藤の挙げた上記の事実が真実であったとしても、本件取引に係る未公開株式が適法に取得でき、その株式が上場され、その価格が倍になるという、原告に申し向けられた事実が真実に反することに変わりはない。

エ さらに、本件取引が証券取引法秩序に反するものであり、加えて、イーバンク銀行の株式譲渡について譲渡制限が設けられており、イーバンク銀行自身が、同社の株式購入の勧誘に注意を呼びかけ、しかも、原告に株券が交付されていないという状況においては、原告が、現段階で取得した株式を第三者に譲渡することはおよそ不可能であるから、原告にとっては、取得した株式はほとんど無価値というべきであり、したがって、販売価格も著しく高額ではないという被告加藤の主張も採用できない。

(3) 訴外会社の違法な購入勧誘・販売行為により、原告は支払った売買代金合計590万円相当の損害を被ったということができる。

また、本件事案の性質、本件取引の態様、本件訴訟の審理経過及び前記損害額等を総合考慮すれば、上記違法な行為と相当因果関係を有する原告の損害として、弁護士費用60万円を認めるのが相当である。

よって、原告の損害は合計 650 万円である。

3 被告太田について

- (1) 前記第 2, 1 の事実のほか、証拠（甲 4, 丙 1）によれば、被告太田は、本件取引当時、訴外会社の代表取締役として、その営業員に対し、未公開株式発行会社の上場やその株式の値上がりの旨を話し、その内容を販売活動に生かすよう指示するなどして、訴外会社として適法にはなし得えない、虚偽の事実を告げてなす未公開株式の購入勧誘・販売行為を積極的に指揮したものであり、それに基づき、[] が違法な購入勧誘・販売行為を行ったことが認められるから、旧商法 266 条の 3 第 1 項に基づき、代表取締役として、訴外会社と同様、前記認容した原告の損害につき損害賠償責任を負うべきである。
- (2) 被告太田は、訴外会社の朝礼で従業員に対しスピーチをしたことはあるが、それは仕入れた株の銘柄、株数等を報告したものであり、営業に関しては抽象的にがんばれと話しただけで、具体的な話をしたことはないなどと主張する。

しかし、仮に上記主張が事実であったとしても、実質的オーナーが未公開株式の仕入れや株数等を従業員に対し報告するのは、その販売を求めるための行為であったことは明らかであり、がんばれと言う言葉が、従業員にとつて販売促進と受け取られることもまた明らかである。他の証拠（丙 1）によっても、被告太田自身が従業員に対し、積極的に売上アップのための指導をしていたことが認められる。

そして、証拠（甲 4）によれば、その被告太田の報告や指導をそのまま信じた [] が購入勧誘・販売行為を行っていたことが認められるから、その報告や指導の内容に虚偽の事実、あるいはその時点では確定的ではない事実が含まれていたことも容易に推測できる。

4 被告加藤について

前記第2、1の事実のほか、証拠（甲4、丙1）によれば、被告加藤は、本件取引当時、被告太田のもとで、その営業方針に従い、取締役及び事業本部長として、上場予定企業の未公開株式の販売等を提案し、その営業を推進していたこと、訴外会社の朝礼において、被告加藤は、未公開株式の販売を促したり、営業推進のポイントを指示するなどして訴外会社の違法な購入勧誘・販売行為に関与し、そのような営業方針をとる被告太田の経営に歯止めをかけることもしなかったことが認められる。

したがって、被告加藤は、取締役として、違法な業務執行を行う代表取締役に対する監督義務を怠り、そのことにつき重大な過失があったというべきであるから、旧商法266条の3第1項に基づき、訴外会社及び被告太田と同様に、前記原告の損害につき損害賠償責任を負うというべきである。

5 被告金について

(1) 被告金は、本件取引当時、商業登記簿上、取締役の地位にあり、代表取締役による業務執行が違法に行われるよう監督すべき義務を負っていたところ、前記のとおり、被告太田が積極的に関与するなどして訴外会社が原告に対し違法な購入勧誘・販売行為を行っていたこと及び証拠（丙1）によれば、本件取引当時、違法な行為を行う被告太田の経営に役員が歯止めをかけることはなかったことが認められるのに加え、被告金自身が、訴外会社が東京都千代田区麹町に本店を移転した後は本社に行ったこともなく、被告太田から、証券会社を持つようになったと聞きながら、同社の内容も一切知らなかつたなどと主張していることに照らしても、被告金は、取締役として、代表取締役の違法な業務執行に対する監督義務を尽くしておらず、そのことにつき重大な過失があったということができるから、旧商法266条の3第1項に基づき、訴外会社、被告太田及び被告加藤とともに、前記原告の損害につき損害賠償責任を負うというべきである。

(2)ア 被告金は、上記主張のほか、平成15年の夏ころ取締役を退任し、商業

登記簿の記載が被告太田の意向でそのままになっているだけであるから、本件取引当時、訴外会社の取締役として監督義務は負うことではなく、したがって、その違反もないと主張し、同人の陳述書（乙1）において同趣旨のことを記載している。

イア) 上記陳述書には、被告金が、被告太田になぜ無断で被告金の重任登記をしたのかを問い合わせたところ、被告太田は、被告金に無断でしたことを詫びて、取締役構成上自分の勢力を維持するための方法として被告金の取締役の地位を残して置きたかったと言い訳した旨の記載がある。

しかし、前述したとおり、被告太田は訴外会社の実質的なオーナーであることのほか、証拠（甲13、乙1、丙1、弁論の全趣旨）によれば、訴外会社における被告太田の指令は絶対であり、役員を選任するなどして経営を支配していたこと、被告金は被告太田から訴外会社の設立時に取締役になるよう要請されて就任したが、設立当初の取締役のうち、平成16年6月16日の重任登記時において取締役であったのは被告太田及び被告金のみであったこと、被告金が被告太田に取締役の辞任を申し出たという平成15年9月初めころには訴外会社には被告金のほか、被告太田も含め取締役が3名おり、旧商法上、被告金が辞任することに支障はなかったこと、その4名の取締役のうち、被告金と被告太田のみについて平成16年9月17日に重任登記がなされており、との2人の取締役はそれぞれ平成16年3月22日、同年9月17日に退任していることが認められるほか、被告太田自身が被告金の辞任の有無やその時期について何ら供述していないことに鑑みても、前記被告金の陳述書にある辞任の申出に係る部分をそのまま信用することはできない。

(イ) さらに、被告金は、その陳述書で、訴外会社は主に中国と浄水器、健康食品等の輸出入、販売をしており、同人は通訳と営業担当として中国との貿易の仕事をし、貿易部門等は本社とは別の店舗で仕事をし

ていたところ、被告太田は、被告金の存在価値がなくなっていたので取締役退任と退職を認めてくれたなどと記載している。

しかし、証拠（甲13、丙1）及び弁論の全趣旨によれば、被告太田は、未公開株式の販売を行うほか、投資顧問会社を設立したり、外食レストラン事業を行うなどしていたこと、訴外会社は目的変更を行っているが、従前の目的も削除することなく継続させていること、■の採用を決定したのは被告太田であるが、■は、外資系企業の外国人との通訳も担当業務としていたことが認められ、これらの事実は、訴外会社において被告金は存在価値がないとはいえない事情があることを示しており、被告太田が、被告金のいうような理由でその退任を認めたとする、前記陳述書の記載部分をそのまま信用することはできない。

(ウ) 他に被告金がその主張する時期に訴外会社の取締役を辞任したことを認める証拠はない。

ウ 以上によれば、被告金の前記アの主張は採用できない。

6 以上判示した被告太田、被告加藤及び被告金の原告に対する損害賠償責任は連帶して負うべきものである。（旧商法266条の3第1項）

7 よって、原告の各被告らに対する任務懈怠責任に基づく650万円の損害賠償及びこれに対する各被告に対する任務懈怠行為の日以後である本件訴状送達の日の翌日（被告加藤及び被告金については平成19年3月3日、被告太田圭介については同月10日）からそれぞれ支払済みまでいざれも民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める請求にはいざれも理由があるから、これらを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法65条1項本文、61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁 判 官 桑 原 直 子

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 19 年 8 月 24 日

東京地方裁判所民事第 32 部

裁判所書記官 近 藤 将 樹

